

障害者差別解消条例の改正に係る委員からの意見について

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
6月7日	畑委員	(特定相談) 第12条	現在の条例には、“意思決定支援”という文言が入っていません。困っている障がい者が問題を解決してほしいと願っていても、意思を伝えることが難しい方は助けを求めることができません。条例12条(4)または、13条2などに入れられるのではないでしょう か。 昨年度、グループホームや通所先で虐待にあっているようだという話しが畑のところに届きましたが、事業所から契約を解消されることを恐れる家族が相談を申し立てることを拒んだ件が2件ありました。障がい者自身が相談できるように配慮した内容であってほしいと思います。また、家族以外が相談を申し立てしやすいような配慮も必要と思います。	第2回WGの配布資料において、「意思決定支援」については、全般的に言えることであることから、個々の条文に盛り込むよりも、第2条の定義、第8条の合理的配慮に規定するのが妥当と整理していたが、第3回WGで検討した結果、意思決定支援そのものについての議論がまだ新しいもので、まだ深まっていないことから、更なる見直しのときまでに整理することとした。
6月17日	佐藤委員	(合理的な配慮) 第8条	「保育、教育・・・療育」の後に「医療的ケア」を加える。	第2回WGの配布資料で、「医療的ケア」は「保育」「教育」「療育」を実施する際も含めて、日常生活において特別な支援が必要な方に対して行うものなので、これらと同列に扱うものではないと整理。 第3回WGで、医療及びリハビリテーションの提供として盛り込むことを提案予定
6月17日	佐藤委員	(教育) 第11条	「市は・・・」のところを、「市および教育委員会 は・・・」とする。（2項目以降も同様）	主語を「市及び教育委員会」にすべきということは、平成30年4月26日開催の厚生文教委員会でも議論されているが、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に抵触するのではとの見解が示された経緯がある。一定の議論を経て現行の条例があるので、原文を修正するのではなく、前条に「市と教育委員会の連携」に係る条文を新設することを第3回WGで提案予定
6月17日	佐藤委員	(教育) 第11条	後半の「また、関係職員に・・・」を削除し、3項目を立てて、「市および教育委員会は、ともに学ぶ保育・教育を推進・充実を図る措置を講じるものとする。」というような文言を追加する。	現行の条例から規定を削除するには、当該研修の充実を図る必要がなくなったことを理由とするか、他の規定でそれを補うことが必要だが、いずれもあたらないため、削除することは難しいと考える。

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
6月17日	佐藤委員	(対象事案の調査) 第14条	この文面では、市もしくは相談支援事業者が行ったことに対する特定相談(申し立て)が、うまく処理できない。つまり当事者に対して申し立てをするしかない形になっている。 よって、市もしくは相談支援事業者に対する申し立てがある場合のことを想定した仕組みに修正してはどうだろうか？ 例えば、市に対しての申し立てがあった場合は、相談支援事業者が独自に調査し差別解消委員会に伝えられる形、逆に相談支援事業者に対する訴えの場合は、市が独自に差別解消委員会に伝えることができる形にするなど、考えて欲しい。	特定相談のあり方については、第3回WGで検討予定
6月28日	加藤委員	(目的) 第1条	現条例：～～障害者に対する市民及び事業者の理解を深め障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市、市民及び事業者の責務を明らかにする～～ 意見：「障害者に対する市民及び事業者の理解を深め」とありますが、「障害者に対する市、市民及び事業者の理解を深め」とします。	一定の議論を経て制定されていることを踏まえ、今回の改正は、原則として、法改正や本条例施行後の社会情勢の変化を踏まえるとともに、都条例や他市の条例との比較を中止に行うこととし、改正すべき特段の理由がない点については、現行のままとするを基本とします。 提案の部分については、市は実施主体であると考えていることから、市民及び事業者とともに市を対象者に含めることには違和感があり、現行のままとしたいと考えています。
6月28日	加藤委員	(市の責務) 第4条	現条例：～～差別解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。 意見：～～差別解消の推進に関して施策を策定し、及び実施しなければならない。	「必要に応じて」といった言い回しについては、市の判断によるのかということが、しばしば問題視されますが、ここでいう「必要な」は「やるべきこと」を意味するととらえていますので、削除する必要はないと考えています。

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
6月28日	加藤委員	(合理的な配慮) 第8条	<p>現条例：～～第6条2（合理的な配慮）の趣旨を踏まえ、社会的障壁の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>「保育、教育、住居、就労、意思疎通・情報提供、行事、移動、道路・建物、サービス、防災、その他社会的障壁が生じたとき。」の10項目</p> <p>2 市民・事業者は～～社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>意見：1，障害者差別禁止法の一部改正（案）では「合理的な配慮の提供の義務化」即ち「努力義務」から「義務」へと変更しています。また、東京都の条例でも「事業者に対して合理的配慮の提供」を義務づけている。小金井市条例でも「義務づけ」に変更しなければならないと考えます。</p> <p>（なお、都条例は、合理的配慮を提供する義務が法的義務とされています。）</p>	<p>第1回WGの配布資料で、第1項の主語を「市及び事業者」に改めることにより義務化し、第2項の主語を「市民」に改めることを提案し、第2回WGでそのように決定しました。</p>
6月28日	加藤委員	(教育) 第11条	<p>現条例：市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童お飛び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に対する正しい知識をもち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修を図るものとする。</p> <p>意見・質問：①関係職員の範囲はどの範囲を言うのでしょうか。「特別支援教育等」の「等」の範囲は？教育・研修は市職員及び関係団体にも必要ではないでしょうか。</p>	<p>関係職員：指導、支援、介助、用務、給食及び事務等、教育活動を直接的、間接的に行う職員を言います。また、公立、私立、国立の学校、専修学校、民間教育事業者を問わないと考えております。（平成30年6月13日・厚生文教委員会 担当職員答弁）</p> <p>「等」の範囲：差別をしない、させない、許さない。そういう教育を進めていくことは、この等の中に入っているわけであります。人権教育と言っていると思います。（平成30年5月9日・厚生文教委員会 大熊教育長答弁）</p> <p>市職員及び関係団体への研修：基本的には第10条（相互理解の促進）で規定する「必要な措置」に含まれると考えています。その中で、小金井市の独自性として、教育については特に第11条でより踏み込んでいるととらえています。なお、職員への研修については、障害者差別解消法第10条の規定に基づき別途制定した対応要領において定めています。</p>
6月28日	加藤委員	(相互理解の促進) 第10条	<p>第10条では「正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」としていますが、普及啓発等実績はどのようなものであったのでしょうか。</p>	<p>市民及び職員を対象に、啓発物の配布、講演会や研修の実施等を行っています。</p>

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
6月28日	加藤委員	(教育) 第11条	「市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持つための教育が重要と認識し、その実施のための措置を講ずるものとする。」	教育については第3回WGで検討を予定。その際、市及び教育委員会を主語とし、教育の重要性を認識することと、市と教育委員会が連携を図ることについて規定することを提案する予定。
6月28日	加藤委員	(教育) 第11条	市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。	「障害の有無にかかわらず」としていることから、あえて「全て」を加える必要はないと考えています。 また、「幼児」及び「療育」の削除は、対象範囲を狭めてしまい、見直しの趣旨に逆行してしまうことが懸念されます。
6月28日	加藤委員	(教育) 第11条	2の変更案：「市は、児童及び生徒並びに保護者に対し、障害について正しく理解するため、必要な知識を提供するものとする。」	第11条は教育に特化した条項なので、対象に保護者を並立するのはなじまないと考えています。 なお、保護者への知識の提供は、第10条で規定する市民への普及啓発その他必要な措置に含められると考えます。
6月28日	加藤委員	(教育) 第11条	3を入れる：「市は、職員が障害に対する理解及び特別支援教育の理解を深め、並びに児童及び生徒間の相互理解に関する専門性を高めるため、必要な研修を実施するものとする。」	現行条例の第2項に含まれると考えます。
6月28日	加藤委員	(助言及びあっせん) 第15条	質問：条例実施後、自立支援協議会が助言又はあっせんを行った実績はなかったように思いますが、これは申し立てがなかったことや問題がなかったこととは違うと思いますが。 申し立てしなかった或いはなかった原因は、何か。条例を知らなかった、あるいはなかなか言い出せなかった等その原因どのようなものだったのでしょうか。	グループホームにおいて、虐待が疑われたが、事業者とトラブルを起こしてサービスを利用できなくなるという不安から、相談しなかった例があるとは聞いています。
6月28日	加藤委員	(勧告) 第16条	市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。 意見：2を入れる。市長は前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	都条例及び他市条例の状況から、事務局としても公表を検討すべきと考えており、次条に新設することを第3回WGで提案する予定

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
6月30日	畑委員	(合理的な配慮) 第8条	〈選挙〉について、8条で、市が行う事務・事業において、合理的配慮をするべき場合を列挙してあります。ここに「選挙の投票をするとき」という文言を載せて頂くことを提案します。 8条（10）に、「その他社会的障壁が生じているとき」とあるので、選挙もここに含まれると思いますが、選挙権は障がい者も有する大切な権利であるので、記載を望みます。	第3回WGで追加することを提案する予定です。
7月14日	加藤委員		(法改正における)「基本的事項を追加する」とは具体的にどのようなものでしょうか	国が定めるものであり、改正法施行後に示されるものと理解しています。
7月14日	加藤委員		人材の育成に関する具体的計画は？	改正法が施行され、市町村が行うべき具体的なことが示されてから検討します。
7月15日	畑委員		条例WG 6月23日の会議報告を受けて「差別の定義」について 「不当な差別的取り扱いをし、又はしようとする事、及び合理的配慮をしないことをいう」という現状の内容は維持して頂きたい。 畑の経験から ケース① 障害を理由に、クリニックから通院を断られた。→不当な取り扱いと言え、差別をしたことになると思います。 ケース② 障害を告げてクリニックの予約をし、通院したところ、混んでいて一時間待つと言われた。待合室に一時間はいられないため、外に出て歩いてきたい旨クリニックに伝えたら、外に出るのは構わないが、名前を呼んだ時にいなかったら診察はしませんと言われ、気に入らないなら障がい者専門の大きい病院に行ったらいいのではないのでしょうかと言われた。→合理的配慮に欠けていると言え、差別をしたことになると思います。 「不当な取り扱い」と「合理的配慮をしない」ことは少なくともセットで差別的行為とします。	ご意見のとおり進めており、第3回WGで、新たに設ける「不当な差別的取扱い」の定義について検討
7月19日	佐藤委員	(定義) 第2条	定義の中に、「障害の社会モデル」を入れることぜひお願いしたい。	都条例、他市条例との整合の観点から第2回WGの配布資料には記載したところだが、柱となる議論に時間を要し未検討

提出日	提出委員	項目	意見（原文のまま記載）	WGでの検討状況・質問への回答
7月19日	佐藤委員	(合理的な配慮) 第8条	市条例 8条（合理的な配慮）の項目についての整理と修正 これに関しては、2回目のWGでは検討まで至らないとのスケジュールのようですが、引き続き 畑委員の意思決定権についての意見とも合わせ、ご検討いただきたい。	合理的配慮の例示項目については第3回WGで検討予定 なお、意思決定支援については、第2回WGで検討した結果、意思決定支援そのものについての議論がまだ新しいもので、まだ深まっていないことから、更なる見直しのときまでに整理することとした。
7月19日	佐藤委員	(合理的な配慮) 第8条	資料の4（1）の合理的な配慮の項目で、青梅市・多摩市・立川市では、合理的な配慮の中に、複合的困難と合わせて整理しているとの事例が紹介されています。 逐条解説を作った時も、その議論が出ました。女性差別との複合事例の問題も、考慮してほしいです。	他市事例に倣い、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」という文言を盛り込むことを第3回WGで提案予定
7月19日	佐藤委員	(特定相談) 第12条	特定相談のあり方について 資料の青字部分は、引き続きご議論いただきたいこと、それと合わせて、逐条解説を作る段階で議論になった、P46・47の下線部分についてご検討いただきたい。 (条例には、反映できなくとも 要綱などで詳しく規定するなど含む) 行政機関等（委託事業者含む）に関する処分については、行政不服審査法などに委ねるような形にも読み取れるが、行政からの委託事業者なども増えている現状においては、特定相談でも、行政機関等に対する申し立てがしやすいような規定を考えていただきたい。	特定相談のあり方については、第3回WGで検討予定